

敦賀発電所2号機の定期検査状況について
(非常用ディーゼル発電機シリンダ冷却水ポンプの軸の曲がり)

第18回定期検査中の敦賀発電所2号機において、平成28年12月21日、2台ある非常用ディーゼル発電機のうちB号機の点検に伴う試運転のため、ディーゼル機関を起動したところ、シリンダ冷却水^{※1}の圧力低下を示す警報が発報し、自動停止しました。点検を行った結果、シリンダ冷却水を循環させるためのポンプの羽根車に割れが認められました。

羽根車に割れが発生した原因を調査するため、工場において当該ポンプを分解し構成部品の詳細点検を行っていたところ、本日、軸の一部が僅かに曲がっており使用できないことを確認しました。

今後、軸が曲がった原因について調査を行います。

本事象は、実用炉規則^{※2}第134条第3号の報告事象に該当しております。

なお、敦賀発電所2号機では、非常用ディーゼル発電機1台が使用できない状況にありますが、万一外部電源が失われた場合でも、残りの非常用ディーゼル発電機や高圧電源車により、安全上重要な機器への電源供給が可能です。

本事象による周辺環境への影響はありません。

※1：ディーゼル機関の運転時には機関の駆動力を利用するポンプ（シリンダ冷却水ポンプ）により水を循環させて冷却している。（運転時圧力：約0.2MPa、自動停止設定値：0.089MPa）

※2：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第134条（事故故障等の報告）

添付資料：非常用ディーゼル発電機シリンダ冷却水ポンプの軸の曲がり状況

以 上

非常用ディーゼル発電機シリンダ冷却水ポンプの軸の曲がり状況

